

一般事業主行動計画
(次世代育成支援対策推進法関係)

当社では次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てを行う従業者が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働き易い環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため雇用環境の整備を実施します。

【計画期間】

令和5年9月21日～令和10年9月20日

1. 雇用の環境整備に関する事項

目標1

妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者が制度の理解や相談が行える体制を作る。

<対策>

- 制度に関する情報提供を行う。

目標2

全職員が年次有給休暇を4割以上取得できるようにする。

<対策>

- 会議等で有給取得について説明をする。
- 事業所の長は職員個別の取得状況を把握し取得を促す。

2. 1以外の次世代育成支援対策に関する事項

目標3

若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進をする。

<対策>

- 高校生、専修学生、短期大学、大学生等の実習の受け入れやボランティア、見学、インターンシップの受け入れを行う。
- 働きながら資格が取得できるよう支援を行う。
- キャリアパスにより個々の評価が反映される報酬体系の整備をする。

令和5年9月21日
社会福祉法人神門福祉会
理事長 藤江 昭雄